

水道施設の耐震化について

水道法施行規則第17条の5第6号に規定する「水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項」の情報について、水道事業者が水道の需要者に対して、毎年1回以上情報提供することが義務付けられていることから、鳴門市水道事業における耐震化状況についてお知らせします。

浄水施設の耐震化

本市の浄水場は、北島町高房にある鳴門市浄水場の1箇所です。この浄水場が被災し、機能が停止すると市内全域が断水することになります。現在、耐震機能を有する施設への更新を進めています。

令和4年度末における浄水施設の耐震化状況

施設名	全施設能力 (m ³ /日)	耐震化能力 (m ³ /日)	耐震化率 (%)
鳴門市浄水場	56,850	0	0.0%

配水池の耐震化

配水施設は水道水を供給するための重要な施設であり、地震などの災害時においても緊急給水を確保できるよう整備することが必要です。

令和4年度末における配水池の耐震化状況

施設名	全施設能力 (m ³ /日)	耐震化能力 (m ³ /日)	耐震化率 (%)
配水池 18箇所	25,885	6,455	24.9%

水道管路の耐震化

本市水道事業では、老朽化したりや耐震性能が低い水道管路の更新を行っています。これらの水道管は地震による強い振動や地盤沈下などにより継手部分が抜けたりして、漏水の恐れがあります。

令和4年度末における基幹管路の耐震化状況

区分 (※1)	総延長 (m)	耐震適合管延長 (※2) (m)	耐震化率 (%)
基幹管路	導水管	217	217
	送水管	31,141	11,173
	配水本管	46,528	16,398
	計	77,886	27,789
			35.7%

※1 基幹管路とは、水道事業にとって重要な管路で、導水管、送水管、配水本管のことといたします。

配水本管とは、配水管のうち水運用上重要度が高い水道管のことです。

本市では、口径φ400mm以上の管や、送水管の機能を兼ねるものなどを配水本管としています。

配水本管以外の配水管については配水支管と呼びます。

※2 合計が合わないのは端数処理のためです。